

岐阜県防犯優良マンション認定事業細目

(趣 旨)

第 1 条 この細目は、岐阜県防犯優良マンション認定事業規程（以下「規程」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料)

第 2 条 規程第 11 条第 2 項及び、第 18 条第 2 項に規定する審査手数料は 1 申請につき、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

2 規程第 14 条第 1 項に規定する認定手数料は 1 申請につき、別表 3 のとおりとする。

3 審査の結果、認定できない場合でも、審査手数料の返金はしないこととする。

附 則

この細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日（公益財団法人設立登記の日）から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項に規定する審査手数料）

基準額	住宅延床面積	手数料額
	2,000 m ² 以下	120,000 円
加算額	基準額 1,000 m ² を増す毎に 5,000 円を加えた額	

注) 1,000 m²未満は切り上げて計算するものとする。

消費税別途

別表 2（第 18 条第 2 項に規定する更新審査手数料）

手 数 料 額	60,000 円
---------	----------

消費税別途

別表 3（第 14 条第 1 項に規定する認定手数料）

1 件につき	30,000 円	認定プレート 1 枚含む
--------	----------	--------------

消費税別途